（人事院規則九―九三の一部改正）

第十九条　人事院規則九―九三（管理職員特別勤務手当）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（管理職員特別勤務手当の額等）	（管理職員特別勤務手当の額等）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　給与法第十九条の三第三項第一号イの人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2　給与法第十九条の三第三項第一号イの人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　次号に掲げる職員以外の管理監督職員（給与法第十条の二第二項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。）　次に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額	一　管理監督職員（給与法第十条の二第二項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。）　次に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ～ホ　（略）	イ～ホ　（略）
二　定年前再任用短時間勤務職員（法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）である管理監督職員　次に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額	（新設）
イ　一種　一万一千円	
ロ　二種　九千円	
ハ　三種　七千五百円	
ニ　四種　六千円	
ホ　五種　五千円	
三　次号に掲げる職員以外の専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの　次に掲げる当該職員の属する職務の級に応じ、それぞれ次に定める額	二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの　次に掲げる当該職員の属する職務の級に応じ、それぞれ次に定める額
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
四　定年前再任用短時間勤務職員である専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの　次に掲げる当該職員の属する職務の級に応じ、それぞれ次に定める額	（新設）
イ　三級及び四級　一万一千円	
ロ　二級　九千円	
五・六　（略）	三・四　（略）
第三条　給与法第十九条の三第三項第二号の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	**第三条**　給与法第十九条の三第三項第二号の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　次号に掲げる職員以外の管理監督職員　次に掲げる当該管理監督職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額	一　一種　六千円
イ　一種　六千円	
ロ　二種　五千円	
ハ　三種　四千三百円	
ニ　四種　三千五百円	
ホ　五種　三千円	